広報こうた

No.188 昭和44年3月1日

発行 額田郡幸田町
編集 幸田町企画室
印刷 あいち印刷KK

3月当直医日割表

2日	幸田幸田診療所	電話151
9日	神谷医院	212
16日	浅井医院	10
21日	鈴木更生医院	20
23日	上田医院	52
30日	幸田幸田診療所	151

心配ごと相談日

今月の相談日は次のとおりですどんなことでも結構ですご利用ください。

記

と き 三月十二日（水）午前中
三月二十六日（水） 〃
場 所 役場旧保健センター
担当者 民生委員
人権擁護委員

幸田町議会 第一回臨時会開催

幸田町議会第一回臨時会は、さる一月三十日招集され会期を六日間と定め、陳情書二件の報告をし議案審議に移り、各常任委員会ならびに特別委員会に付託し、慎重審議の結果、全議案とも原案どおり可決した。

なお開会にさきだち故田辺議員の生前の功績をたたえ、地元代表議員より追悼の言葉をのべ黙祷をささげ冥福を祈った。

日程

第一日（1・30）
本会議、陳情書報告、議案説明質疑、各委員会付託
第二日（1・31）
各常任委員会
第三日（2・1） 休会
第四日（2・2）
第五日（2・3）
基本計画特別委員小委員会
第六日（2・4）
本会議、各委員長報告、質疑、討論、採決

議案名

○議員提出議案第一号（即決）幸田町基本計画特別委員会設置について、基本計画（含、新都市計画）樹立のため必要があるため。

○議案第一号、幸田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

国民健康保険条例準則の一部改正に伴ない改正の必要なため。

○議案第二号、幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

実情に即し、改正するもの

○議案第三号、幸田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

国家公務員一般職員の給与に関する法律の一部改正に伴ないこれに準じて改正する。

	改正前	改正後
月額平均金	二三、六八一円	二五、三三一円 改訂率八・三%

○議案第四号、幸田町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職員の給与改訂に伴ない改正の必要があるためである。

	改正前月額	改正後月額
町長	八〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
助役	五七、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円
収入役	五〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円

○議案第五号、幸田町議会議員の報酬費用弁償および期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

	改正前月額報酬	改正後月額報酬
議長	二三、〇〇〇円	三五、〇〇〇円
副議長	一七、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
議員	一四、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円

国民健康保険条例の改正
ほか九議案を可決

○議案第六号、昭和四十三年度幸田町一般会計補正予算

県支出金、寄付金、町債等を財源に、歳出において、給与改訂追加分、総務費、教育費等、二、八三一千円を追加し、歳入歳出総額を四六九、四八四千円とする。

○議案第七号、昭和四十三年度特別会計国民健康保険補正予算、繰越金を財源に歳出において給与改訂追加分一三八千円を追加し歳入歳出総額を六八、〇七九千円とする。

○議案第八号（即決）工事請負契約の変更について、

一、工事名、幸田中学校屋内運動場、幸田町中央公民館新築工事、

	変更前	変更後
請負契約金	一五、八二〇千円	一六、四八六千円
工期	昭和四十四年一月三十一日	昭和四十四年二月二十五日

○選挙第一号（即決）、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の補欠選挙について。

前任者	後任者
故、田辺喜平議員	横井一夫議員

諸報告

陳情書

一、町道橋梁改築について
上六栗区長

町道にかかる永久橋で巾がせまく自動車通行に困難があり、この背後地にはみかん園十五町歩があり地元より不自由のない通行がしたいものである。

二、身体障害者福祉助成について
幸田町身障者福祉協会長

西三河身障者協会において明年度体育大会挙行にあたり従前よりの補助金の増額を願うものである。

委員長報告

○総務委員長

議案第二号、第三号、いずれも至当なものと認め承認する

議案第四号、第五号、共に報酬審議会の答申をえて提案されたもので報酬審議会の意見を尊重し原案に賛成するも常勤の特別職の勤勉手当等の条例は、減額町村等調査し方針を打出すという事を付して了承する。

議案第六号、企画費において工場誘致に伴なう工場の建築書は、今後一括して処理するという発言で了承する。

その他については給与改訂に伴なうもので原案どおり賛成する。

○経済土木委員長

議案第六号、給与改訂に伴なうもので至当なものと認め了承する

陳情書。改築は経費面より至難である。この対策として橋の取付部分の町道を拡巾し交通の支障がないようにし四十四年度当初予算において処置する事が効果的である。将来改築するべく努力をしていただくという事にした。

○厚生文教委員長

議案第一号、事務合理化を図るもので原案どおり賛成する。

議案第六号、主なるものは給与改訂に伴なうもので当然なものと認める。その他についてもいずれも至当なものと認め原案どおり承認する。

議案第七号、給与改訂に伴なうもので当然なものと認める。

陳情書については来年度予算に計上する意向が示され協力する考え方であり実現したいという結論になった。

○基本計画特別委員長

議案第六号、総合計画作成費は今後必要あれば追加予算を計上し万全を基するという町側の意向を良として原案どおり承認する。

成人病シリーズ（5）

…血圧を上げない生活…
…血圧の上手な測り方…

◎身心の平静な時にはかる

血圧が高いかどうかを調べるもっとも簡単な検査は、血圧計による血圧の測定である。高血圧かどうかをきめるには、血圧を正しくはからなくてはならない。それには、まずどのくらいの間かくで測ったらよいか。それは人によってちがう。軽い人なら三ケ月か四ケ月に一回、中等症の人で一ケ月か二ケ月に一回、重い人で月一回か二回が普通である。

いずれもはかる前に横になって十分くらい安静にしていることが必要である。食事の直後、膀胱に尿のたまっているとき、睡眠不足のとき、疲れているときも正しい血圧ははかれない。また定期的にはかる場合は、つねにはかる時間を一定にし、寒いときにも、暑いときにもはかる必要がある。こうして心もからだも平静なとき何回もはかってみて、いつはかっても血圧の値が高く固定している場合その人の血圧は、ほんとに高いといえるのである。

◎血圧が高かったら精密検査を

高血圧が原因して腎臓、心臓、脳におこる命取りの病気を防ぐためには、平常からこれらの病気に気をくばることが大切である。

それには、先ず血圧をはかって高かったら、尿の検査、心臓の検査、眼底の検査などの精密検査を受ける必要がある。高血圧症の約一〇パーセントは途中から腎臓の働きがさまたげられるから、腎臓の働きにはたえず注意を払いたい。そのもっとも簡単な検査は尿を調べることである。

高血圧では脳出血が一番多く、かつ危険な合併症だから、この検査は大切である。（つづく）

国保税より大幅に「上廻る医療費」

国民健康保険事業は被保険者の相互扶助事業であり、本町がこの事業を開始してより十三年を経過しました。

事業を開始した当時は治療費、保険税ともに少額でありましたが数年前より医学の進歩、診療費の引上げ、保険給付割合の引上げ等により医療費は上昇しております。したがって、国からの補助金や保険税を増額しなければ事業の運営ができなくなってまいりました。

最近全国的に保険税が高く納税者より苦情を受けていますが、これは患者も多くなり、また、前述のように治療費が高くなった関係でございます。

保険税は必要以上に課税することはできず被保険者の治療に要する費用の内、町が医療機関に支払う額より国の補助金を差引いた額を納税していただくのであります。本町が医療機関に支払う治療費と被保険者が納める保険税を比較すると次のとおりです。

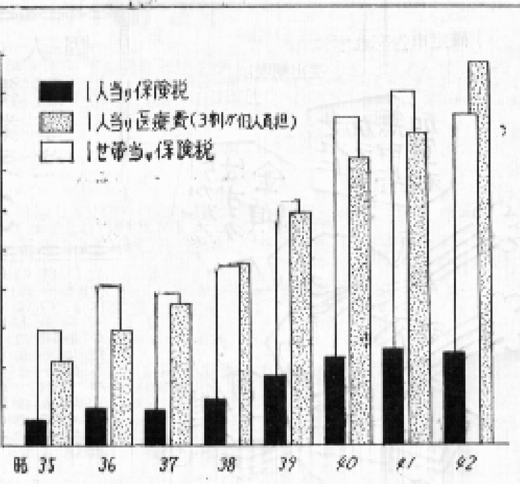

治療費が少くなれば保険税も少くなりますが今後治療費の増嵩に伴い保険税の増税が予想されますが納税者みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

タバコは町内で
20本入1箱から
11円60銭が町の
収入になります
買いましょう

桃の節句・ひな人形

桃の節句といえば三月三日、ひな祭りの別名です。ひなを飾り白酒・ひしもち・あられなど供え、桃の花を活けて祭る女の節句とされていますが、土地によっては男の子にもひなを贈る風習があり、男女の区別はあまり厳密ではなかったようです。

税のこよみ

国税
★所得税―確定申告と納税
（三月十五日まで）

地方税
★町県民税―申告
（三月十五日まで）
★固定資産税＝固定資産課税台帳の縦覧
（一日から二十日まで）

戸籍の訂正と家庭裁判所

○ご承知のように結婚、養子縁組、就職、登記など社会生活上の重要な行為をする際には、しばしば戸籍が必要とされあるいは利用されます。

戸籍は本来、国民の身分関係を登録しこれを証明する重要な公文書でありますので、戸籍上の記載は実体と常に一致することが必要であります。

○そこで法律は戸籍に関しうその届出をしたり、出生、死亡などの届出を怠った者には制裁をもってのぞみ、婚姻、協議離縁などは届出をしなければ効力を生じないものとするなど、できるだけ戸籍の真実性を確保しようとしています。

○しかしながら現実には他人の子を自分の子として届出たり、勝手に他人の婚姻届出をしたり、あるいは勘違いの届出をしたりしまして真実でない戸籍の記載がなされることがあります。

このような真実と違った戸籍の記載をそのまま放置しておきますと色々な面で非常に不便をともなうものです。しかし一度戸籍に記載されてしまいますと、真実でない戸籍の記載でも原則として裁判所の審判がなければこれを訂正することは許されないのであります。

○このような戸籍の訂正は裁判所のうちでも特に家庭裁判所の審判を経て行なわれる場合が多いのであります。家庭裁判所は家庭関係の紛争についての調停のほかにこのような仕事もしているのであります。

○いずれにしましても戸籍の記載の誤りは早急にただすのが得策です。戸籍に関してお困りの方は名古屋家庭裁判所岡崎支部まで相談にお出かけ下さい。所在地は岡崎市明大寺町字奈良井三（名鉄バス「岡崎警察署前下車」東へ徒歩二〇〇米）電話（岡崎五一－四五二一代表）にあります。

新入学児童を持つ家庭へ

小学校教育の目標は、満六歳から六年間、子どもに対して、心やからだの発達に応ずるように基礎的な教育をすることです。

子どもが、小学校にはいると、多くの家庭では「学校へはいったから、これで安心だ」とすべての教育を学校にまかせてしまう傾向があります。しかし、ここでもっともたいせつなことは学校ではどんなによい教育をしようと努力しても、学校教育の限界があることそして、家庭には代われないものがあることを理解することだと思います。

学校では、全体的な人づくりに努力しています。たいせつな教科の内容を身につけることで人づくりをするのだという、教育内容をたくさん用意している事が特徴です。ほとんどの時間が教科の学習に使われていますから、集団生活の中でもっともたいせつな基本的なしつけは、家庭が、親が、気をつけて伸ばしておくことが必要なことです。まず、自分の名前がはっきりといえること。呼ばれたら元気に「ハイ」と返事ができること。人の話をきく態度ができていること。洋服の脱ぎ着ができるだけ早くできること。便所がじょうずに使えること等はぜひ身につけておかせたいことです。

次に、就学に当たっては市町村の教育委員会から健康診断実施の通知がとどきますが、この通知がないときは、まず、市町村教育委員会に問い合わせてみることです。

健康診断後、治療しておくべきところは、入学時までに治療して、心身共に健やかにして、よろこびいっぱいの入学式を迎えることができるようにしたいものです。

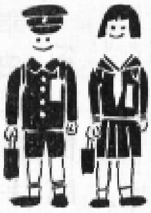

老後を守る国民年金に

加入しましょう

私たちは、だれでもとしをとり老人になることはさけられません。また、思わぬ事故でケガをしたり、一家の働き手をなくすことがあります。このような時の備えとして、個人と国とがいっしょになって保険料を積み立て、私たちの生活をまもっていくのが年金制度です。

会社や官庁に勤めている人は、勤めさきで厚生年金や共済組合などの年金に入っていますが、このような年金制度に入っていない人で、二十歳から五十九歳までの人はすべて国民年金に加入することになっています。

国民年金は、老令年金だけでなく、ケガや病気などにより廃疾となったときに受けられる障害年金、夫など生活の中心となる人が死亡した場合に受けられる母子年金、準母子年金、遺児年金などがあります。

事故がおきてから、又年をとってから、年金がほしいといっても遅すぎます。

国民年金は加入した人が一定期間保険料を納めることを条件とした保険制度だからです。

まだ加入していない人は、すぐに加入の手続きをし、保険料を納め、予期しない事故や老後にうれいのないようにしたいものです。

昭和44年度分固定資産課税台帳を縦覧に供します

（於 税務課第2係）

例年のとおり、地方税法第415条の規定の例により昭和44年度分固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供しますから納税者のみなさんは閲覧してください。

なお、縦覧により価格の決定について不服のある場合は異議の申立てをすることができます。

1. 縦覧場所　額田郡幸田町役場　税務課第2係
2. 縦覧期間　昭和44年3月1日から昭和44年3月20日まで
3. 縦覧時間　土曜日、日曜日を含め毎日午前9時より午後5時まで
4. 異議申立期間　縦覧期間の末日（3月20日）から10日以内
   なおこの期間以後の不服等については受理されません。

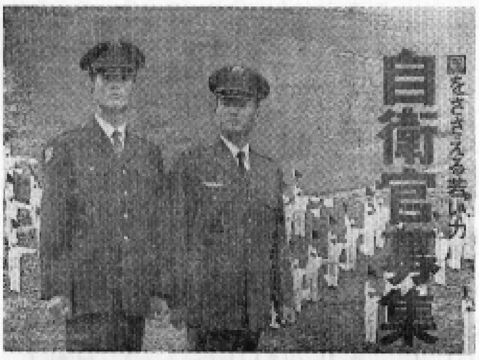
国をささえる若い力
自衛官募集

志願される方は、役場総務課へおいでください。

（受付は平日ならいつでも結構です。土曜日は午前中）

訃報

幸田町議会議員 田辺喜平氏永眠さる

一月十五日薬石の効なく逝去されました。葬儀は十七日午前十一時、地元円宗寺において西三河事務所、県会議員、隣接市町村長議長、役場等各官公署からも参列し盛大に挙行されました。

氏は、軍隊生活を除くほかは家業に専念され、一方県営治水事業に貢献され時来、林産物検査員、標準鶏認定検査員岡崎額田地区会長、生産組合長と常に農家の指導的地位にあり、昭和四十二年幸田町議会議員に当選されるや町政に活躍し、町発展に貢献されていたが、残念です。今後も期待をかけられていた

ここに生前の業績をしのびご冥福をお祈りいたします。

技能を身につけて より良い将来の生活設計を

県の職業訓練所4月入所訓練生を募集

1. 応募資格　義務教育修了以上の健康な人
2. 訓練のコース
   - ・学卒者（中、高、大学卒）のためのコース
   - ・転職者（職をかわりたい人）のコース
   - ・身体障害者（体の不自由の人）のコース
   - ・女子を対象としたコース
   - ・訓学連携（高校単位もとれる）のコース
3. 訓練の形式　全日制、定時制（一部）
4. 訓練期間　6ヵ月～1年
5. 訓練所名　学卒者、転職者のために
   名古屋、岡崎、一宮、窯業、高浜、東三河、総合の各訓練所
   身体障害者のために
   身体障害者職業訓練所
   女子のために
   名古屋女子職業訓練所
   訓学連携制度をもつ名古屋、一宮、岡崎、高浜の各職業訓練所
   定時制（夜）名古屋女子職業訓練所
6. 特　典
   - ・授業料はいりません。
   - ・訓練に必要な工具は貸与される。
   - ・訓学連携制度があります。
   - ・中高年令者、身体障害者で安定所の指示で訓練手当がもらえます
   - ・失業保険金の給付延長措置があります。
   - ・各種免許、試験が有利になります。
7. 訓練科目　自動車、建設、機械、電気、陶磁器、洋裁関係等32科目
8. 願書受付　3月25日まで
9. 詳細は各訓練所、安定所又は県庁職業訓練課におたずねください。

社会保険料を

完納しましょう

健康保険、厚生年金保険、船員保険などの社会保険の給付に要する費用は、事業主と被保険者とが負担する保険料と国の負担金とによってまかなわれています。

したがって、保険料の滞納が多くなれば、それだけ被保険者に支給する保険給付に支障をきたすことになります。

とくに、健康保険は、いま大きな赤字をかかえています。三月は、これら社会保険の一年の決済の月にあたりますので、まだ、これらの保険料を納めておられない事業主のかたは、早く完納して、社会保険がたちゆくよう協力しましょう。

個人の
所得税
事業税　の申告は
住民税
3月15日まで

確定申告忘れずに

提出期限は
3月15日

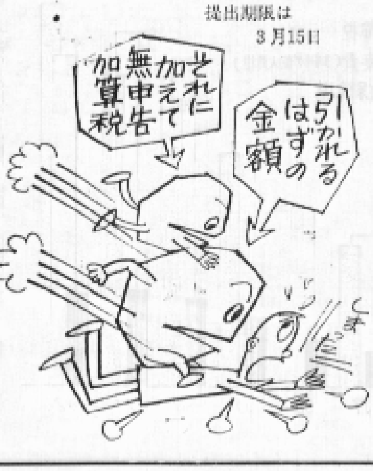

危険物取扱主任者試験 のご案内

危険物を取扱っているが、まだ資格のない人は次により資格試験がおこなわれますから受験されるよう、お知らせいたします。

1. 受験する種類
   乙種第4類
1. 受付期間
   3月24、25、26、27日の間
1. 受付場所
   岡崎市明大寺本町（殿橋の南詰）
   愛知県西三河事務所
1. 講習月日、場所
   4月16日（水）
   碧南郡知立中学校
1. 試験月日、場所
   5月11日（日）
   碧海郡知立中学校
1. 受験資格
   6ヵ月以上危険物取扱いの実務経験を有する者。